# 消費者のための新たな訴訟制度の創設について

(消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書の概要)

#### 背景 経緯

- 消費者庁及び消費者委員会設置法附則
- 6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を 目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の 防止に関する制度を含め<u>多数の消費者に被害</u> を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害 者を救済するための制度について検討を加え、 必要な措置を講ずるものとする。

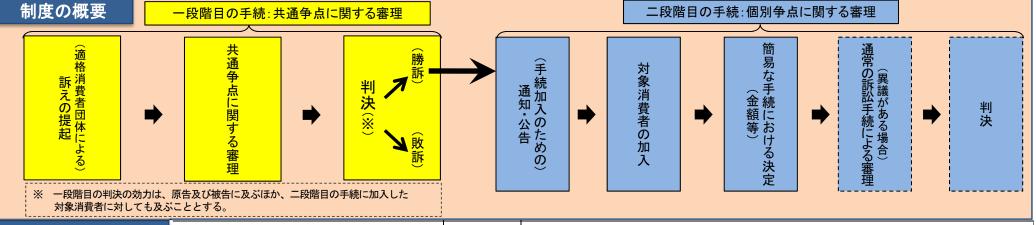
(施行日:平成21年9月1日)

## 消費者被害の実態及び新たな訴訟制度の必要性

- 消費生活相談の件数は、2009年度で約90万件と依然として高い水準。中でも取引に関する件数が全体の約86%。
- 被害金額は少額のことが多い。ただし、事案によって は少額にとどまらないとともに、比較的高齢者層に被 害が発生。
- 現行の<u>訴訟制度の利用には相応の費用・労力を要する</u>ところ、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等から、個々の消費者は実際に被害回復のための行動をとることが少ない。
- →<u>消費者の有する請求権の実効性を確保</u>する観点から、できる限り<u>消費者の請求権を東ねて訴訟を追行</u>することができる新たな訴訟制度を創設。

#### 新たな訴訟制度の枠組み

- ●二段階型の訴訟制度:<u>一段階目の手続で共通争点に関し判決</u>を得た後、<u>個々の消費者が二段階目の手続に加入</u>し、最終的には個々の消費者の権利の有無・内容について判決。
- ●なお、紛争の一回的解決を図ること等、いわゆる オプト・アウト型※の制度の長所ないし利点をでき る限り加味して制度設計(具体的には、通知・公告 における事業者の協力)。
  - ※ 手続からの離脱を自ら申し出ない限り、判決の効果が 対象消費者に有利にも不利にも及ぶ制度。



対象事案

## 主な論点

・適格消費者団体:消費者契約法に基づき内閣総理大臣が認定(認定要件について所要の見直し)・消費者庁の監督の下、適格消費者団体が費用等の支払を受けることができるよう手当て

・適格消費者団体が行う・相手方事業者も個別通知に必要な情報の提供等、一定の協力(例:名簿の提供等)

- ●契約に関する財産事案を中心に適切な範囲を選定
- ・契約締結場面に関する虚偽又は誇大な広告・表示に関する事案
- ・同一の方法による不当勧誘事案
- ・契約内容の不当性に関する事案
- ・<u>同一の瑕疵等が存在する場合における商品・役務の品質</u>に関する事案 ※個人情報流出事案は基本的に対象となると考えられるが、慎重に検討すべきとの指摘も
- ※有価証券報告書虚偽記載等に係る事案は、金融商品取引法との整合性等にも 配慮しつつ引き続き検討が必要
- ●製品事故や食中毒等の事案については、本制度の施行後の状況を踏まえ、引き続き検討